確定申告をお忘れなく！

国税庁のホームページの情報を基に作成。

2025（令和7）年分の申告期間

2026（令和8）年2月16日(月) ～ 3月16日(月)

期限内に確定申告を忘れた場合、できるだけ早く申告するようにしてください。申告内容等によって納める税金のほかに無申告加算税が課されます。なお、確定申告の必要がない方の還付申告は、還付申告をする年分の翌年１月１日から５年間行うことができます。したがって、これまでに申告をしていなかった場合、2021（令和３）年分については、2026（令和８）年12月31日まで申告することができます。



確定申告とは？

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、源泉徴収された税金や予定納税額などがある場合には、その過不足を精算する手続です。

確定申告をする必要がある人



原則、以下の①～③に該当する方は確定申告が必要です。

※なお、①～③以外でも申告する必要がある場合もあります。

① 給与所得がある方 ※大部分の方は、職場が行う年末調整により所得税等が精算されるため、申告は不要です。

② 公的年金等の雑所得のみの方

③ 退職所得がある方

> **ポイント：**給与の収入金額が2,000万円以下で、かつ、給与を1か所から受けていて、その給与の全部について源泉徴収される人で給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円以下である人等、一定の場合には確定申告をしなくてもよいことになっています。

申告書作成・提出

国税庁の「確定申告書等作成コーナー」にアクセスして、パソコン又はスマートフォンで確定申告書等の作成ができます。以下の方法で提出ができます。

① e-Taxで提出する（マイナンバーカード又は税務署から交付されたID・パスワードが必要）

② 印刷して郵送（持参）する

参考資料

① 外国人向け確定申告書等作成コーナー入力マニュアル（簡易版） 2025年分
言語：英語、中国語（簡体字・繁体字）、ベトナム語、ネパール語、ポルトガル語
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2025/foreigner/index.htm

② 令和7年分 所得税等確定申告の手引き
言語：英語
https://www.nta.go.jp/english/taxes/individual/incometax_2025.htm

③ 非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ
言語：日本語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/gaikokugo/02.htm

www.hiecc.or.jp/soudan　support@hiecc.or.jp　TEL: 011-200-9595　FAX: 011-221-7845